

埼玉県知事選挙

告示日 8月9日(木) ▼ 投票日 8月26日(日) 投票時間 午前7時～午後8時

選挙管理委員会事務局・TEL内線3713

投票できる方

昭和六十二年八月二十七日までに生まれ、五月八日まで住民基本台帳に登録され、選挙当日まで引き続き市内に居住し、川越市の選挙人名簿に登録されている方。

ただし、市外へ転出した方でも、川越市で投票できる場合があります(「市外へ転出した方の投票」を参照)。

*川越市の選挙人名簿に登録されている方でも、特別の事情で選挙権を失った方、誤って登録されていた方などは投票できません。

■**県外から転入した方の投票**
五月八日までに川越市へ転入届を提出している方は、投票できません。五月九日以降に転入した方は、投票できません。

■**県内の他市町村から転入した方の投票**
五月八日までに川越市へ転入届を提出している方は、市

内の投票所で投票できます。

五月九日以降に転入し(県内異動一回に限る)、前住所地の選挙人名簿に登録されている方は、市町村が発行する「引き続き埼玉県内に住所を有する旨の証明書」か「住民票の写し」を持参すれば、前住所地の市町村で投票できます。

■**市外へ転出した方の投票**
川越市の選挙人名簿に登録されていた方が、県内の他市町村へ転出し(県内異動一回に限る)、新住所地の選挙人名簿に登録されていない場合は、川越市で投票できます。この場合は、市町村が発行する「引き続き埼玉県内に住所を有する旨の証明書」か「住民票の写し」が必要です。なお、八月二十五日(土)までに県外へ転出した方は、投票できません。

■**市内転居した方の投票**
投票できる方のうち、七月

二十六日(木)以降に市内で住所変更した方は、旧住所地の投票所で投票することになります。

選挙公報は、八月二十四日(金)までに新聞朝刊(スポーツ紙を除く)に折り込みになります。選挙公報には、候補者の氏名・党派・経歴・政見などが掲載されています。投票の参考にしてください。

選挙公報

新聞を購読していない方には、郵送しますので、事前にご連絡ください。なお、市役所・出張所などにも置いてありますので、ご利用ください。

投票所入場券

投票所入場券が届いたら、記載内容を確認、大切に保管してください。

投票所へは、入場券を切り離し、本人の入場券だけを持

参ってください。

入場券をなくしたら

選挙当日、自分の投票区の投票所に出かけ、受け付けに申し出てください。その場に入場券が再発行され、すぐに投票できます。

投票

代理投票と点字投票

身体が不自由な方や自分で文字が書けない方のために、係員が本人に代わって記入します。また、目の不自由な方は、点字による投票ができます。いずれの場合も、投票所で係員に申し出てください。投票の秘密は固く守られます。

期日前投票

投票日当日に仕事や旅行、レジャーなどの用事がある方は、投票日の前に投票することができます。

期日前投票の会場・日時

投票所入場券を持ち(届い

ていない場合はなくても可)、次の会場で投票してください。

- ①本庁舎七階7A会議室
 - ②アトレ六階コミュニティルームA
 - ③メルト(西文化会館)
 - ④ジョイフル(南文化会館)
- 日時: ① 8月10日(金) 25日(土)、午前8時30分～午後8時
② 8月17日(金) 25日(土)、午前10時30分～午後7時

*八月二十一日(火)は、アトレ店休日のため、アトレでの期日前投票はできません。

指定病院や老人ホームでの不在者投票

- 次の病院・老人ホームに入院・入所している方は、不在者投票ができます。
- ▼埼玉病院 ▼川越同仁会病院
 - ▼山仁病院 ▼山口病院 ▼行定病院 ▼赤心堂病院 ▼三井病院
 - ▼武蔵野総合病院 ▼廣瀬病院
 - ▼池袋病院 ▼康正会病院 ▼帯

道路はみんなが使うもの

8月は「道路ふれあい月間」、8月10日(金)は「道の日」です

私たちの周りに、あたりまえのようにある道路。次のことに留意して、安全で快適に利用できるように、ご協力をお願いします。

①道路に張り出している、樹木などはありませんか？

今は樹木が成長し、生い茂る季節。道路上に樹木や草・生け垣などが出てくると、道路標識が見えなくなったり、道幅を圧迫したりと、歩行者や車などの通行にたいへん危険です。土地の所有者は必要に応じ、枝のせんてい、草刈りなどをお願いします。

②道路に、物などを置いていませんか？

歩道や路肩に、看板・商品・自転車・自動車などを置くと、歩行者の通行や緊急車両(救急車・消防車)が通行する際の妨げとなります。道路上を利用するのはやめましょう。

③道路は、ごみ箱なの？

道路上へごみを捨てると、道路環境の悪化につながるだけでなく、通行にも支障を来します。ごみは持ち帰りましょう。



問い合わせ…道路環境整備課道路環境整備担当
TEL内線3132

限りある水資源を大切に

8月1日(水)は「水の日」・8月1日(水)～7日(火)は「水の週間」

■水の惑星・地球

私たちが住んでいる地球は「水の惑星」と呼ばれています。地球上に水は、およそ14億km³あるといわれています。そのうち、私たちが生きていくのに必要な淡水(真水)は約3%しかありません。

日本では、川が急で短いため、たくさん降った雨もすぐに海へ流れこんでしまいます。水を確保するため、水資源の開発が進められています。しかし、水資源の開発は、多額の費用と長い期間がかかり、さらに、水源地域の人々の生活に大きな影響を及ぼすことなどから、しだいに困難となってきました。

■節水のポイント

こまめに水道の蛇口を閉める習慣を、身に付けましょう。節水のポイントは、水道を流したままにしておかないこと。また、風呂の残り湯を洗濯・掃除などに再利用するなど、くふうしてみましょう。

問い合わせ…経営企画課企画担当・TEL223-3062

津三敬病院▼西川病院▼埼玉医科大学総合医療センター▼霞ヶ関中央病院▼関本記念病院▼南古谷病院▼霞ヶ関南病院▼岸病院▼城南中央病院▼川越リハビリテーション病院▼老人保健施設プライムケア川越▼老人保健施設川越ケアセンター▼老人保健施設いぶき▼介護老人保健施設瑞穂の里▼特別養護老人ホーム真寿園▼川越市養護老人ホームやまぶき荘▼特別養護老人ホーム陽光園▼特別養護老人ホームすみの里・川越▼特別養護老人ホームみなみかせ▼ケ

アハウスみなみかせ▼特別養護老人ホームアイリス▼特別養護老人ホーム八瀬の里▼特別養護老人ホーム蔵の町・川越

■郵便等による不在者投票
身体に重度の障害がある方は、郵便等による投票ができます。

●身体障害者手帳を持ち、両下肢・体幹・移動機能の障害の程度が一級または二級の方。心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害の程度が一級または三級の方。

級の方

●戦傷病者の手帳を持ち、両下肢・体幹の障害の程度が特別項症から第二項症の方。心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害の程度が特別項症から第三項症の方

●要介護状態区分が要介護五の方

また、郵便等による投票ができる方のうち、次に該当する方は、代理記載による投票をすることができます。

●上肢または視覚の障害の程度が一級(特別項症から第二項症)の方

開票(即日開票)

開票は、八月二十六日(日)、

いずれも事前に申請(届け出)が必要です。詳しくは、川越市選挙管理委員会へお尋ねください。すでに郵便等投票証明書を持っている方は、投票日の四日前(八月二十二日(水))までに証明書を提示して、投票用紙を川越市選挙管理委員会に請求してください。

午後九時から川越運動公園総合体育館で行います。開票速報は、総合体育館正面玄関に掲示します。深夜に及ぶため、付近の方の迷惑にならないよう、お願いします。

■電話による投票・開票速報
速報電話番号：0180-94335

投票速報：8月26日(日)、午前9時～午後9時30分
開票速報：8月26日(日)、午後10時30分～

*市ホームページでも、ご覧になれます。